

空き家利活用相談窓口のご案内

府中市では、市内に空き家を所有・管理する皆様が抱える、空き家の利活用についての様々なお悩みに対して専門的なアドバイスを行えるよう、関係機関と連携して相談窓口を設置していますので、ぜひご利用ください。

なお、相談のみの場合は、無料で受けられます。

対象者 府中市内に空き家を所有・管理する方（予定の方を含みます）

内 容 ・専門家や事業者等と連携・協力した解決策の提案
・空き家の利活用についての経済的な試算
・解決策提案後の相談者に対するフォローアップ など

■空き家の売買・賃貸についての相談窓口

／公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会 第十一ブロック

三鷹市下連雀3-27-12 3階

●電話番号：0422-26-5891

※受付時間 午前11時～正午、午後1時～4時（土・日・祝祭日を除く）

／公益社団法人 全日本不動産協会東京都本部 多摩中央支部

小金井市本町3-4-3 本町ビル202

●電話番号：042-316-7822

※受付時間 午前10時～午後4時（水・土・日・祝祭日を除く）

■空き家の借上げ制度・適正管理等についての相談窓口

①空き家の借上げ制度や管理サービスのほか、空き家の利活用・相続等に関する全般的な相談

／NPO法人 空家・空地管理センター

新宿区西新宿3-8-4 BABAビル9階

●電話番号：0120-336-366

※受付時間 午前9時～午後5時（GW／年末年始を除く）

②空き家の利活用、売却、管理など全般的な相談

／株式会社 ジェクトワン

渋谷区渋谷2-12-19 東健インターナショナル本館1階

●電話番号：03-6427-9830

※受付時間 午前10時～午後6時（土・日・祝祭日を除く）

空き家の借上げ
制度とは、空き家を事
業者が一定期間（又は終身）
借り上げ、利用を希望する方
に転貸する仕組みです
※詳しくは裏面を
ご覧ください

令和7年4月現在

【問合せ】府中市生活環境部環境政策課空き地・空き家対策担当

府中市宮西町2丁目24番地 本庁舎おもや3階

電話番号：042-335-4195（直通）

Eメール：kankyo01@city.fuchu.tokyo.jp



①ほっとするね 緑の府中

府中市

～空き家の借上げ制度には、こんな事業があります～

■NPO法人 空家・空地管理センターが連携して実施する「AKARI」

NPO法人 空家・空地管理センターが連携する事業会社が、空き家を5～10年間、固定資産税と都市計画税の合計額で借上げ、事業会社の負担でリフォームし、空き家を賃貸住宅や店舗などとして活用するものです。初期投資の負担がかからず、また、空き家の管理は事業者と入居者が行うので管理の手間からも解放され、家賃収入で固定資産税の支払いが可能となります。



(出典) 空家・空地管理センターホームページより

■株式会社 ジェクトワンが実施する空き家活用サポート「アキサポ」

株式会社ジェクトワンが実施する「アキサポ」は、空き家を同社が借り受けリフォーム後、一定期間転貸するサービスです。活用にあたっては物件の周辺環境や立地条件など現地調査を行った上で、リノベーション・活用プランをご提案致します。同社が全額費用負担でリノベーション工事を行い、賃借人・利用者の募集も行います。



✓ リフォーム費用を原則**全額負担**

オーナーのリスクとコスト削減

✓ 賃借人・利用者を**マッチング**

面倒な作業はジェクトワンにすべてお任せ

✓ リノベーションによる**資産価値の向上**

売却時、金額UPの見込み

※いずれの制度もご利用の条件があります。制度の詳細は、各団体にお問い合わせください（府中市のチラシを見た旨をお伝えください）。

※市は、それぞれの窓口の紹介を行うものであり、賃貸・売買・各種管理サービス等の契約の主体ではありません。これらの契約をされる際は、内容をよくご確認の上、ご自身でご判断ください。